

愛知観光プラットフォーム推進事業委託業務（愛知・名古屋観光誘客協議会）
委託先募集要領

1 事業の趣旨

地域資源の観光プログラム化の促進及び送客主体（運輸機関や旅行会社等）と連携した商品造成やPR・プロモーションを実施することにより、本県を訪れる観光客数及び観光消費額の持続的な増加を図る。また、県内広域を対象とした周遊性の高い企画を実施することにより、県内周遊観光の促進を図る。

2 事業の内容

「愛知観光プラットフォーム推進事業委託業務（愛知・名古屋観光誘客協議会）仕様書」のとおり。

3 応募資格

応募者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 過去5年間において、当委託内容に類する業務実績を有し、本委託業務の遂行に必要な経験及びノウハウを十分に有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (3) 愛知県からの資格指名停止の措置を提案書受付期間に受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (6) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 愛知県会計局が作成した最新の「入札参加資格者名簿」に登載され、以下の営業種目分類のいずれにも該当する者であること。

ア 大分類「03. 役務の提供等」

中分類「03. 映画等製作・広告・催事」

小分類「02. 広告」

小分類「03. 催事」—細分類「01. イベント企画」

小分類「04. デザイン」—細分類「01. デザイン」

イ 大分類「03. 役務の提供等」

中分類「13. 旅客業」

小分類「01. 旅行」

4 応募期間

2026年2月20日(金)から3月13日(金)まで

5 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額限度額

50,650,000円以内（消費税及び地方消費税込み）

(3) 契約期間

契約締結日から2027年3月31日(水)まで

(4) 委託費の支払条件

精算払い

(5) その他

企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

6 応募方法等

(1) 本業務に関する質問の受付

本業務に関する質問は、下記のとおり受付けることとする。

ア 質問の受付期間

2026年2月20日(金)正午から2026年2月27日(金)午後5時まで

イ 質問の受付方法

メールの表題を「愛知観光プラットフォーム推進事業委託業務（愛知・名古屋観光誘客協議会）に関する質問について」とし、《kanko@pref.aichi.lg.jp》宛てに様式4に質問を記入し添付したうえで、電子メールを送付すること。

ウ 質問に対する回答について

2026年3月4日(水)午後5時までに県ホームページにて公表する。

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（様式1及び任意様式）

※仕様書に示した項目を明記すること

(イ) 見積書（様式2）

※「愛知・名古屋観光誘客協議会 会長 多田龍介」宛てとしたもの

※経費内訳を添付又は見積書内に明記し、見積額は税抜き価格とすること

- (ウ) 会社の概要がわかる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）
- (エ) 過去に実施した類似業務の成果物 ※該当がある場合のみ
- (オ) 決算報告書（直近3か年）
- (カ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3）
※該当がある場合のみ

イ 提出部数

各10部（正本1部、副本9部）

※(オ)・(カ)については正本1部のみで可とする。

※(カ)については、各申告の証明書等の写しを添付すること。

ウ 提出期限

2026年3月13日（金）午後5時（必着）

エ 提出方法

郵送（「配達証明」に限る。）又は持参

オ 提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁本庁舎 1階南東
愛知・名古屋観光誘客協議会事務局

（愛知県観光コンベンション局観光振興課観光産業グループ）

担当 飯田、種村

電話 052-954-6854

(3) その他

- ア 提出書類はA4版で提出すること。また、必要に応じて、絵、図、写真等を用いて分かりやすく記載すること。（用紙の向きは問わない。）
- イ 応募資格を有さない者の提出資料、又は提出資料に不備がある場合は受理しない。
- ウ 資料の提出費用は、応募者の負担とする。また、提出資料は返却しない。
- エ 提出資料に係る個人情報は、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。
- オ 採用された企画提案書の著作権は愛知・名古屋観光誘客協議会（以下、「協議会」という。）に帰属するものとする。
- カ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は協議会と協議のうえ決定する。

7 選定者事業者数

1者

8 提案の審査・委託先の選定等

(1) 審査方法等

提出された企画提案書について、協議会が形式審査を行った後、別途設置する企画審査委員会において以下のとおり書面審査を行う。なお、提案者が5者を越えた場合は、協議会により第一次審査（書面審査）を行い、上位5者を選定したうえで、企画審査委員会に諮ることとする。

ア 日時（予定）

2026年3月18日（水）

イ 方法

提出された企画提案書のみを基に使用して、書面にて審査を行う。審査の経過等に関する問合せには応じない。

（2）審査基準

企画審査委員会においては、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

ア 事業推進体制、過去の類似事業の実績について

- ・組織体制、役割分担は適切か。再委託を行う場合は、再委託先と業務内容が明示されているか。円滑かつ柔軟な事業実施が可能な体制か。
- ・会社（再委託先を含む）や担当者は、類似事業の実績が豊富で十分な経験やノウハウを有しているか。

イ テーマ・方針・戦略の合理性・計画性・効果性について

- ・テーマ・方針・戦略が、事業背景・他自治体の状況・先進事例等を踏まえたものとなっており、その内容が明確かつ適切なものか。
- ・テーマ・方針・戦略を踏まえた手法・スケジュール・経費見積に、合理性・計画性・効果性が認められるか。

ウ 業務内容（観光プログラム造成販売促進事業）について

- ・新規造成する観光プログラムについて、地域に根差した観光資源（地域資源）を活用し、販売実績を上げられるものを造成できるか。観光プログラム造成に関して、地域主体との連携体制が的確であるか。
- ・観光プログラムの発表・販売開始時期や季節に合わせた造成に係る方針、計画及びスケジュールは適切か。
- ・観光プログラムの販売管理方法については、実現可能な内容となっているか。
- ・販売・送客実績について、その内容を詳細に報告できるような体制となっているか。
- ・Webページは、必要な機能・内容を備えているか。更新性に優れ、タイムリーな情報発信が可能なものとなっているか。操作性に優れ、使いやすいものとなっているか。

エ 業務内容（運輸機関・旅行会社等と連携した旅行商品造成事業）について

- ・各運輸機関・旅行会社等との連携体制が的確であり、県外からの誘客は見込めるか。
- ・商品造成について、観光プログラムや地域の観光コンテンツの販売促進に繋がる内容となっているか。実現可能性はあるか。

- ・造成商品の販売方法については、実現可能な内容となっているか。販売実績を上げられるような工夫はあるか。

- ・販売・送客実績について、その内容を詳細に報告できるような体制となっているか。

オ 業務内容（県内周遊促進事業）について

- ・企画の内容は、愛知ならではの素材を取り入れた魅力的な内容となっているか。

- ・愛知県内の周遊観光を促進するものとなっているか。

カ 業務内容（情報発信・販売促進事業）について

- ・情報発信・販売促進の各手法において、ターゲットを明確化し、戦略的な実施計画となっているか。

- ・県外からの誘客に資する内容となっているか。

- ・観光プログラム造成スケジュールを踏まえ、効果的な時期、手法が提案されているか。

- ・実施した情報発信・販売促進について、その結果や効果を分析し、報告できるような体制となっているか。

キ 付加提案・経費見積について

- ・その他、本事業の推進の観点から効果的と認められる独自提案があるか。

- ・他の事業者では実現し得ない付加提案があるか。

- ・経費見積項目や見積額は適切か。

ク 社会的価値の実現に資する取組の評価項目

- ・環境に配慮した事業活動

（ISO14001の認証、エコアクション21の認証、KESの認証、エコステージの認証、自動車エコ事業所の認定）

- ・障害者への就業支援

（障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成している、名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等を継続して3か月以上雇用している、障害者就労施設等からの調達実績（当該年度又は前年度）がある）

- ・男女共同参画社会の形成（女性の活躍促進）

（あいち女性輝きカンパニーの認証、女性の活躍促進宣言の提出、えるぼし認定（プラチナえるぼし認定を含む））

- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランスの推進）

（愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録、あいちっこ家庭教育応援企業への賛同、くるみん認定（トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定を含む）、愛知県休み方改革マイスター企業の認定）

- ・その他

（あいちエコモビリティライフ推進協議会への加入、エコ通勤優良事業所の認証、愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録及び活動報告書の

提出、愛知県健康経営推進企業の登録、パートナーシップ構築宣言の公表)

(3) 選定

企画審査委員会の審査結果を踏まえて、協議会が委託先を選定する。

(4) 通知

選定結果については、全ての応募者に対して郵送又はメールで通知する。

(5) 契約

選定した契約先と、委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

(6) 秘密保持

企画提案書等提出書類は、本委託先選定のためのみに利用し、協議会（愛知県庁）内部において厳重に管理する。

(7) その他

委託先選定に係る審査は、提出された企画提案書等に基づいて行う。また、追加資料の提出を求めることがある。

9 スケジュール（予定）

2026 年	2 月 20 日（金）	募集、質問受付開始
	2 月 27 日（金）	質問受付締切
	3 月 13 日（金）	企画提案提出期限
	3 月 18 日（水）	企画審査委員会（書面）
	4 月 1 日（水）	契約締結
2027 年	3 月 31 日（水）	契約期間満了、完了検査
	4 月中旬～下旬	支払

10 その他

- 委託業務の開始から終了までの間、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に（月 2 回程度を想定）協議会と連絡調整を行うこと。
- 成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）その他一切の権利を協議会に無償で譲渡するものとする。
- 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- 提出した版下の使用権は協議会に帰属し、今後、PR 用物品等に自由に使用できるものとする。
- 本業務は、令和 8 年 2 月定例県議会における議決及び愛知・名古屋観光誘客協議会における予算の成立を条件とし、いずれかの予算の成立がなされない場合、本業務委託は実施しないものとする。
- 本契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。電子契約の詳細については、愛知県の Web ページに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。